

○内閣府令第 号
農林水産省

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 坂本 哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(意思決定機関を支配する法人等及び合算関連法人等)</p> <p>第十五条の五 令第十条第二項第一号の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。） 親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）</p> <p>二 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>(意思決定機関を支配する法人等及び合算関連法人等)</p> <p>第十五条の五 「同上」</p> <p>一 連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。） 親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）</p> <p>二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年^{大蔵省}農林水産省^省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等) 第十三条の五 令第十条第二項第一号(同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。)の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 連結財務諸表提出会社(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則<u>第三百十二条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則<u>第三百十四条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則<u>第三百十六条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。) 親会社(財務諸表等規則第八條第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。)</p> <p>二 <u>「略」</u></p>	<p>(意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等) 第十三条の五 <u>「同上」</u></p> <p>一 連結財務諸表提出会社(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則<u>第九十三条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則<u>第九十四条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則<u>第九十五条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。) 親会社(財務諸表等規則第八條第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。)</p> <p>二 <u>「同上」</u></p>
2 [略]	2 [同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正)

第三条 農水産業協同組合の優先出資に関する命令(平成六年

大蔵省
農林水産省

令第一号)の一部を次のように改

正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により

一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」

という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる

対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	<p>(募集事項の通知等を要しない場合)</p> <p>第三条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>四・五 「略」</p>
改正前	<p>(募集事項の通知等を要しない場合)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書</p> <p>五・六 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(意思決定機関を支配する法人等及び合算親法人等)</p> <p>第七十一条の五 令第七条第二項第一号の他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。第一号及び第七十八条第一項において同じ。)を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 連結財務諸表提出会社(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則<u>第三百十二条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則<u>第三百十四条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則<u>第三百十六条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。) 親会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。)</p> <p>二 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>(意思決定機関を支配する法人等及び合算親法人等)</p> <p>第七十一条の五 「同上」</p> <p>一 連結財務諸表提出会社(財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則<u>第九十三条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則<u>第九十四条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則<u>第九十五条</u>の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。) 親会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。)</p> <p>二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

2 この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書(同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係る第三条の規定による改正後の農水産業協同組合の優先出資に関する命令第三条の規定の適用については、なお従前の例による。